八戸圏域水道企業団給水管等工事費助成金交付要綱

平成12年5月1日

改正　平成22年3月29日

平成30年3月9日

令和3年3月29日

令和7年5月23日

（目的）

第1条　この要綱は、給水工事の申込者が給水管等の新設、改良に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより、水道普及の促進及び漏水防止を図ることを目的とする。

（一部改正〔平成30年3月9日〕）

（適用範囲）

第2条　この要綱を適用する給水工事の範囲は、次に掲げるとおりとする。ただし、対象給水管（宅地内引込管を除く。）の口径が50ミリメートル以上200ミリメートル未満であって公道に布設するものとする。

(1)　開発行為に伴う工事

(2)　私設給水管の整理統合工事

(3)　遠距離給水に伴う工事

（一部改正〔平成30年3月9日・令和3年3月29日〕）

（定義）

第3条　この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　開発行為　都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。

(2)　私設給水管の整理統合　それぞれの私設給水管を廃止し、新たに設けられる給水管から給水することをいう。

(3)　遠距離給水　給水管の布設延長が、企業長の定める基準に適合する配水管から給水を受けることをいう。ただし、前2号に該当するものを除く。

(4)　公道　国道、県道及び市町道並びに法定外道路（道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路をいう。）のうち公共の用に供されているものをいう。

（一部改正〔平成30年3月9日・令和3年3月29日〕）

（助成金の交付対象）

第4条　助成金の交付の対象となる給水管等設置工事（以下「助成工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)　開発行為に伴う工事のうち、開発面積が1000平方メートル以上の場合。ただし、構成市町があらかじめ定めている都市計画路線及び土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条及び第3条の2に規定する土地区画整理事業をいう。)で実施する給水管等設置工事については別の定めによる。

(2)　私設給水管の整理統合工事においては、給水戸数が5戸以上の場合又は整理統合する給水管の口径が50ミリメートル以上となる場合

(3)　遠距離給水に伴う工事においては、給水管の布設延長が50メートルを超える場合又は現在飲用している水が飲用不適の場合若しくはそのおそれがある場合又は所要水量が確保されない場合であって企業長が認めたもの

(4)　八戸圏域水道企業団の将来的な水運用に有効であって、かつ企業長の付加する要件を満たすことができる場合

(一部改正〔平成30年3月9日・令和3年3月29日〕)

(助成工事に係る費用の算出)

第5条　助成工事に係る費用は、助成金を受けようとする者(以下「申請者」という。)が支払う助成工事費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)又は企業長が定める方法により算出する額のうちいずれか少ない工事費を助成工事費とする。

(一部改正〔令和3年3月29日〕)

(助成金の額)

第6条　助成金の額は、200万円を限度として、次の各号に掲げる助成工事費に対し、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)　第4条第1号に規定する助成工事費の場合　10分の3

(2)　第4条第2号に規定する助成工事費の場合　2分の1

(3)　第4条第3号の助成金に規定する助成工事費の場合　10分の4

2　前項第1号又は第3号の場合において、助成金の額が特別の事情により200万円を超えるときは、企業長が定める額を助成するものとする。

(布設給水管の処置)

第7条　第4条の規定に基づき、助成工事で布設した給水管については、工事竣工後これを八戸圏域水道企業団に寄附するものとする。

(一部改正〔平成30年3月9日・令和3年3月29日〕)

(助成金の交付の申請等)

第8条　申請者は、助成金の交付申請をしようとするときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)　給水管等工事費助成金交付申請書(別記様式第1号)

(2)　収支予算書(別記様式第2号)

(3)　工事設計書(口径別延長が明らかな設計図を含む。)

(4)　工事見積書

(5)　現場代理人経歴書

(6)　配水管技能者証の写し

(7)　その他必要な書類

(一部改正〔平成30年3月9日・令和3年3月29日〕)

(助成金の交付の決定)

第9条　企業長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて現地調査を行い、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付を決定するものとする。

(一部改正〔令和3年3月29日〕)

(決定通知)

第10条　企業長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに申請者に通知(別記様式第4号)するものとする。

(一部改正〔令和3年3月29日〕)

(決定の変更)

第11条　申請者は、次に掲げる事項が生じた場合は、速やかに企業長に届け出し、承認を受けなければならない。ただし、企業長が認める軽微な変更は、この限りでない。

(1)　助成工事費の変更をする場合

(2)　助成工事の内容を変更する場合

(3)　助成工事を中止し、又は廃止する場合

(4)　助成工事が予定期間内に完了しない場合又は助成工事の遂行が困難となった場合

2　企業長は、前項に規定する届出を受理したときは、届出内容を審査し、助成金交付の決定の変更が生じた場合は、当該申請者に対しその旨を通知しなければならない。

(一部改正〔平成30年3月9日・令和3年3月29日〕)

(助成金の交付等)

第12条　申請者は、助成工事を完了し、八戸圏域水道企業団給水条例(昭和61年八戸圏域水道企業団条例第18号)第7条第2項に基づく工事検査に合格した後、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)　給水管等工事費助成金交付請求書(別記様式第3号)

(2)　収支精算書(別記様式第2号)

(3)　助成工事に要した経費の領収書の写し

(4)　工事竣工図

(5)　工事写真

(6)　チェックシート(耐震管)

(7)　その他必要な書類

2　企業長は、前項の規定による書類を受理した場合において、当該書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、助成金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、速やかに助成金を交付する。

(一部改正〔平成30年3月9日・令和3年3月29日〕)

(是正のための指示)

第13条　企業長は、前条第1項の助成金の請求があった場合において、助成金の交付の決定の内容に適合しないと認めるときは、これに適合する措置を講ずるよう当該申請書に対し、指示(別記様式第5号)することができる。

2　申請者は、前項の規定による指示に従い措置を行った場合は、その結果を企業長に報告しなければならない。

(一部改正〔令和3年3月29日〕)

(決定の取消し)

第14条　企業長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消す(別記様式第6号)ものとする。

(1)　第11条第1項に規定する届出を怠った場合

(2)　偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合

(3)　その他この要綱に違反した場合

2　前項の規定は、助成金の交付があった後においても適用があるものとする。

(一部改正〔令和3年3月29日〕)

(代表者の選任等)

第15条　助成金の交付を複数で受けようとする者は、助成金の交付申請、請求その他の行為をするに際し、代表者一人を定め、その者の名で行わなければならない。

2　助成金の交付の決定の通知その他の行為は、前項の代表者に対して行うものとする。

(補則)

第16条　この規定の実施に必要な事項は、企業長が別に定める。

附　則

この規定は平成12年5月1日から施行する。

附　則(平成22年3月29日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附　則（平成30年3月9日）

1　この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2　この要綱による改正後の八戸圏域水道企業団給水管等工事費助成金交付要綱の規定は、施行日以後に助成金の交付の申請がされたものから適用し、この要綱の施行日前に助成金の交付の申請がされたものについては、従前の例による。

附　則（令和3年3月29日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附　則（令和7年5月23日）

この規定は令和7年6月1日から施行する。

様式第１号（第８条関係）
（その 1）

給水管等工事費助成金交付申請書

年　　月　　日

（あて先）八戸圏域水道企業団企業長

代表者　住所
氏名　　印

八戸圏域水道企業団給水管等工事費助成金交付要綱による助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1．助成金交付申請の額　　円

2．助成事業の対象要件に関する事項

給水管等工事場所			
工事の種類			
給水管等の概要	管径（mm）	延長（m）	附属設備基数
建築物の棟数及び所有者数	棟数	所有者数	
給水装置設置等予定数	設置予定数	増設予定数	合計予定数
助成工事に要する経費	円		

3．添付書類
（1）収支予算書
（2）工事設計書（設計図を含む。）
（3）工事見積書
（4）現場代理人経歴書
（5）配水管技能者証の写し

（その 2）

申　請　者

住　　所	氏　　名	印
代表者		

様式第２号（第８条，12 条関係）

収支予算（精算）書

収　入

区　　分	金　　額（円）	摘　　要
申請者負担額 助　成　金 そ　の　他 計		

支　出

区　　分	金　　額（円）	摘　　要
工　事　費 そ　の　他 計		

様式第3号(第12条関係)

給水管等工事費助成金交付請求書

年　　月　　日

(あて先) 八戸圏域水道企業団企業長

代表者　住所

氏名　　印

年　　月　　日付け八水　　第　　号で助成金の交付の決定の通知を受けた助成工事が完了したので、関係書類を添えて助成金の交付を請求します。

記

1. 請 求 金 額　　円

2. 添 付 書 類

(1) 収支精算書

(2) 助成工事に要した経費の領収書の写し

(3) 工事竣工図

(4) 工事写真

(5) チェックシート (耐震管)

様式第４号(第10条、第11条関係)

給水管等工事費助成金交付（決定／変更）通知

八水　　第　　号
年　　月　　日

様

八戸圏域水道企業団
企業長

年　　月　　日付で申請のあった給水管等工事費助成金交付申請書について、助成金交付額を（決定／変更）したので通知します。

記

1. 工事場所

2. 助成工事費の概要

3. 助成工事費額（助成交付金額算定額）

4. 助成交付金

様式第5号(第13条)

指　　示　　書

八水　　第　　号
年　　月　　日

様

八戸圏域水道企業団
企業長

年　　月　　日付で申請のあった給水管等工事費助成金交付申請書について、下記のとおり不備があったので給水管等工事費助成金交付要綱第13条第1項により是正するよう指示します。

記

1. 工 事 場 所

2. 是正の内容

様式第6号(第14条)

給水管等工事費助成金交付決定取消し通知

八水　　第　　号
年　　月　　日

様

八戸圏域水道企業団
企業長

年　　月　　日付で決定のあった給水管等工事費助成金交付申請書について、下記理由により取消しをしたので通知します。

記

1. 工 事 場 所

2. 決定取消し理由

助成工事の事務系統図
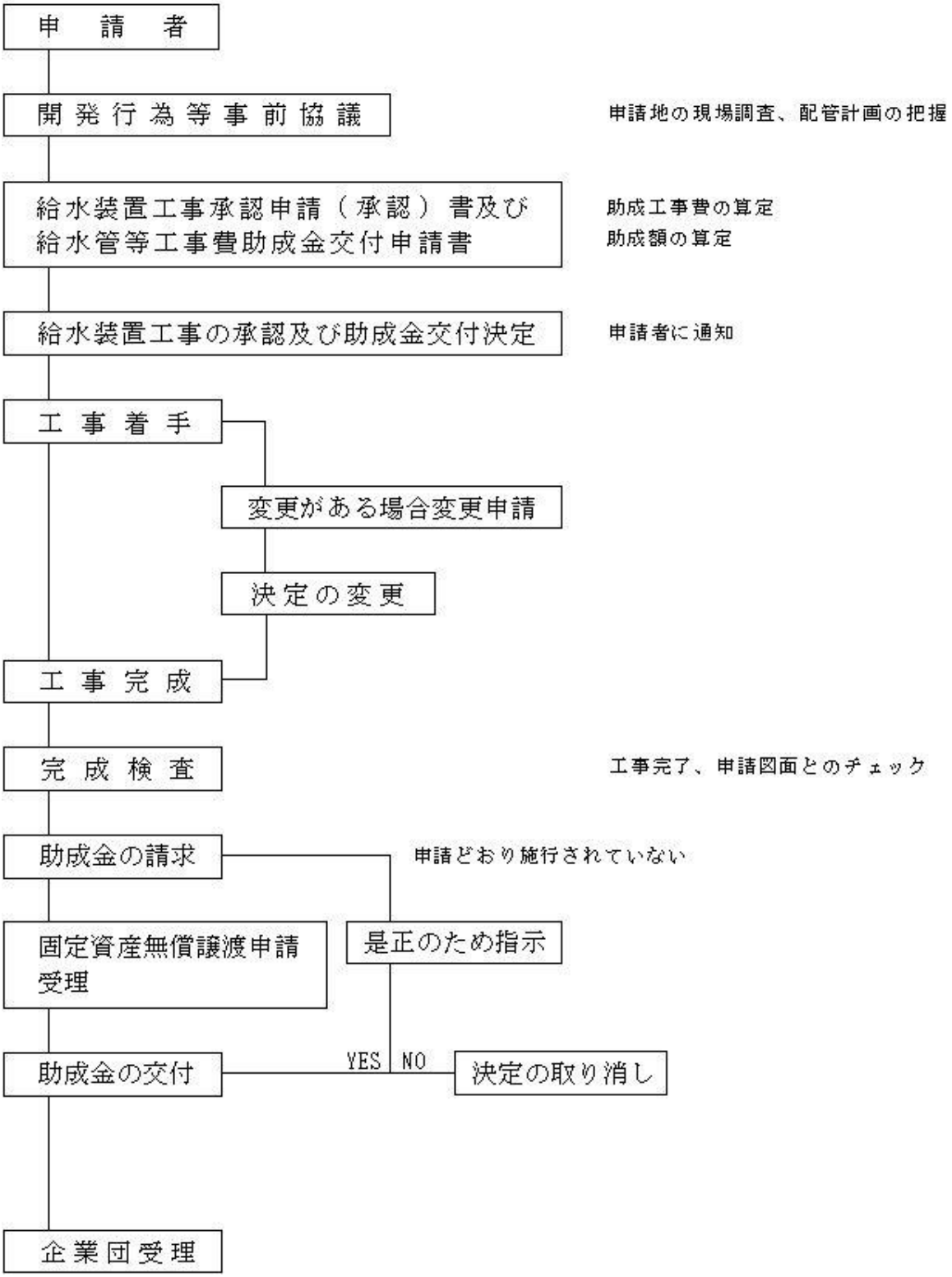
給水装置工事事務系統図に以下のフローを追加する